



平成25年(ワ)第9521号, 第12947号
平成26年(ワ)第2109号 損害賠償請求事件
原告 森松 明希子 外220名
被告 国 外1名



2015 [平成27] 年12月3日

準備書面 20

—事故後の事情に基づく避難と継続の相当性—

大阪地方裁判所第22民事部合議3係 御中

上記原告ら訴訟代理人

弁護士 金子 武 嗣



弁護士 白倉 典 武



第1	はじめに.....	3
1	年間1ミリシーベルトを超える地点を含む地域からの避難によって生じた 損害に相当因果関係があることはすでに主張立証されていること	3
2	本準備書面の目的.....	3
第2	事故後の国の対応.....	4
1	政府による避難指示等の問題点	4
2	学校再開問題.....	12
第3	本件事故発生後も続く放射線拡散とさらなる事故の危険	16
1	今なお続く放射性物質の発生及び拡散	16
2	さらなる事故の危険や避けられない放射性物質の飛散	16
3	収束の目途の立たない汚染水問題と情報隠匿	18
第4	解消されない放射能汚染	23
1	はじめに.....	23
2	土壌汚染.....	23
3	海洋汚染.....	25
4	食品汚染.....	26
5	小括.....	30
第5	一旦避難した者が帰還することは容易ではないこと	30
1	はじめに.....	30
2	避難元における人間関係の軋轢	31
3	避難先で構築しつつある生活環境を捨てることの難しさ	32
4	帰還者を受け入れる環境の整備や支援が不十分であること	32
5	避難者の意識調査等.....	33
6	小括.....	34

第1 はじめに

1 年間1ミリシーベルトを超える地点を含む地域からの避難によって生じた損害に相当因果関係があることはすでに主張立証されていること

原告らは、国内法の定める公衆被ばく線量限度より、生活圏内に年間1ミリシーベルトを超える地点を含む地域から避難することが社会通念に照らして相当であることに明らかにした（原告準備書面1）。年間1ミリシーベルトの線量は公衆にとって容認されないものであることは、WGにおける審議経過でも明確に説明されていることも明らかにした（原告準備書面2）。

また、参考レベルは、国内法に導入された概念でないだけでなく、公衆被ばく線量限度とは別個の概念であって、線量限度を超える公衆被ばくが容認されないという結論に何らの影響を与える概念ではないことも明らかにした（原告準備書面16）。

以上より、生活圏内に年間1ミリシーベルトを超える地点を含む地域からの避難によって生じた損害が相当因果関係あることは、十分に主張立証されているところである。

2 本準備書面の目的

本準備書面は、事故発生後の国・東電の対応およびその他の事情からすれば、生活圏内に年間1ミリシーベルトを超える地点を含む地域からの避難によって生じた損害が相当因果関係あることが一層明白であること及び現在に至るまで避難を継続していることに相当な理由があることを明らかにすることを目的とする。

そのため、本準備書面では、まず、第2において、事故直後の避難指示や学校再開に関する国等の対応には次々と指示内容が変わるなど種々の問題があったこと、そのために住民らに不安感を与え、また、混乱を招くと共に国等の発する情報等に対する不信感を生じさせたことを述べる。

次に、第3では、新たな事故が発生する可能性があること、現在に至るま

で放射性物質が実際にも拡散し続けていること、その収束の見通しもないこと、さらに第4において、すでに拡散した放射性物質による汚染についても解消されていないことなど原告らの帰還を困難にする客観的事実があることを述べる。

そして、最後に、第5で、避難元における人間関係の軋轢や避難先で構築しつつある生活環境の放棄の困難性など放射性物質の拡散・解消困難などの客観的・物理的問題以外にも原告らの帰還を困難にする事実があることを述べる。

第2 事故後の国の対応

1 政府による避難指示等の問題点

(1) 政府避難指示等の経緯

被告国が、本件事故後に発した避難指示等の経過は、次のとおりである(いずれも平成23年)。

- ① 3月11日午後7時03分 国、原子力緊急事態宣言
- ② 3月11日午後8時50分 福島県、大熊町及び双葉町に福島第一原子力発電所から半径2キロメートル圏内に避難指示を要請
- ③ 3月11日午後9時23分 国、半径3キロメートル圏は避難、半径10キロメートル圏内は待避を指示
- ④ 3月12日午前5時44分 国、半径10キロメートル圏内に避難指示
(12日午後3時36分 1号機原子炉建屋で水素爆発)
- ⑤ 3月12日午後6時25分 国、半径20キロメートル圏内に避難指示
(14日午前11時01分 3号機原子炉建屋で爆発)
- ⑥ 3月15日11時00分 国、半径20キロメートル以上30キロメ

ートル圏内に屋内退避を指示

⑦ 3月25日 国，前記⑥地域住民の自主避難促進を地元へ依頼

⑧ 4月21日，22日 国，警戒区域，計画的避難区域，緊急時避難準備区域を設定

(2) 避難指示等の問題点

ア 原子力緊急事態宣言の遅れ

被告東京電力からの原災法15条該当事象（同法施行規則第21条第1号口の「原炉・・・の運転中に・・・沸騰水型軽水炉等において当該原子炉へのすべての給水機能が喪失した場合・・・において，すべての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと」）の通報が行われたのは，3月11日午後4時45分のことであり，これを受けて経産省大臣から内閣総理大臣に対して，原子力緊急事態宣言の上申を行ったのは同日午後5時42分であった。

この上申を受けて，実際に原子力緊急事態宣言が発出されたのは，同日午後7時3分のことであったが，本来であれば，直ちに原子力緊急事態宣言が発出されるべきであった。

なぜなら，原子力緊急事態宣言は，原災法上，原子力災害対策本部，原子力災害現地対策本部（以下「原災本部」という。），原子力災害対策本部事務局設置の前提として必要であり，政府による事故対応を開始するうえで，必要不可欠だからである。

本件事故の重大性及び進展の急速性を考慮すれば，原災法15条該当事象の通報から原子力緊急事態宣言の発出までの2時間18分が事故対応に与えた影響は非常に大きかったことは明らかである（甲A3・国会事故調・287ページ）。

また，住民に対しても，事態に対する政府の対応が非常に緩慢であることを強く印象づけるものであった。

イ 避難指示等の変遷

被告国は、原子力緊急事態宣言を発出した後も、迅速に避難指示を出すことができず、結果的には、政府から避難指示等が出されないことに危機感を募らせ、独自の判断で福島県が、3月11日午後8時30分、通常の原子力防災訓練で行うこととなっている原発から半径2キロメートル圏内に避難指示を出すこととなった（前記②）。

そのわずか33分後、被告国は、半径3キロメートル圏は避難、半径10キロメートル圏内に屋内待避を指示した（前記③）。

このように被告国による避難指示が福島県よりも遅れ、さらにその内容も齟齬をしたために、住民には大きな混乱が生じた。

その後、1号機における原子炉格納容器圧力の異常上昇、1号機及び2号機におけるベントができていないことが判明した。それを受けて避難範囲についての再検討がなされ、12日午前5時44分、前記④の避難指示が出された。

ところが、同日午後3時36分、1号機の原子炉建屋で爆発が発生した。この爆発を受けて、12日午後6時25分、避難指示の範囲を半径20キロメートル圏内に拡大することが決定された（前記⑤）。

その後、14日午前11時1分の3号機原子炉建屋の爆発、翌15日午前6時頃の4号機方向からの衝撃音の発生、同日午前8時11分頃における4号機原子炉建屋5階屋根付近の損傷確認、同日午前9時38分の同原子炉建屋3階北西付近での火災発生といった事態が連続的に発生した。

そこで、15日11時、国は、半径20キロメートル以上30キロメートル圏内に屋内退避を指示した（前記⑥）。

これを住民サイドから見れば、短時間のうちに五月雨式に避難指示の区域が広がる一方で、その具体的な根拠の説明に乏しく、政府が事態を全く掌握できていないという印象を強く与えるものであった。

ウ 計画的避難区域設定が大幅に遅延したこと

モニタリングデータ等から、3月23日の時点では、原災本部は、飯舘村、川俣町山木屋地区、浪江町津島地区周辺の積算線量が高いことを認識していたはずであるが、それらの地域が実際に計画的避難区域となったのは、それから1ヶ月後である4月22日であった（前記⑦）。

このように計画的避難区域の設定が大幅に遅れた理由は、①関係する組織間の意見調整及び②新たに避難区域を定める際に参照すべき基準の議論のために時間がかかったことと指摘されている（甲A3。国会事故調354ページ）。

すなわち、①については、保安院から避難指示区域の変更について慎重に判断すべきという意見上申を行っていた。また当事者である飯舘村や福島県が避難区域の拡大を望んでいなかった。さらに原安委も当初は避難区域見直しの検討の必要性に言及していたのに、3月20日以降は、避難区域見直しの検討の必要性を否定するようになり、意見調整に苦慮していた原災本部に対して助言機関としての役割を果たせなかった。こうした事情の結果、原災本部は、関係者の意見調整に時間を要した。

また②の避難区域の設定についても、最終的にはICRPが定める緊急時の介入の参考レベル実効線量20ないし100mSvの最小値である20mSv/年の積算線量の基準が採用された。

しかし、3月21日の時点でICRPは緊急時の防護措置は20mSvから100mSvを基準に行うべきであるという2007年勧告を踏まえた措置を取るべきであるという日本政府に対して通知を発していた。したがって、この勧告に従って避難指示をすることは可能であったし、そもそも運用上の介入レベルとして予め避難指示を出すべき空間線量を定めておけば、基準を超えれば自動的に避難指示を出せるのであるから、新たな避難指示の策定のために時間を浪費することもなかったのである。

このような状態について、国会事故調は、「このような原災本部の迷走は、住民の安全を第一に考えていなかったと評価せざるを得ない。」と厳しい評価を下している（甲A3。355ページ）。

長期間、本来避難すべき地域に居住を継続していた当該地域の住民らにとっては、政府に対し、ぬぐいきれない不信感を覚えるものであった。

エ 避難区域設定が合理的根拠を欠き、説明不足だったこと

半径3キロメートル圏内の避難指示は、斑目原安委委員長、平岡保安院次長などから、過去の原子力総合防災訓練の経験、事故以前に関係各省庁で検討されていた防災指針の見直し作業をもとにした助言などに基づいて設定されていた。

ところが、その後の半径10キロメートル圏内、同20キロメートル圏内の避難区域設定は、こうした知識に基づいて設定されたものではなかった。

すなわち、半径10キロメートル圏内の避難区域は、ベントが一向に実施されず、このまま格納容器の圧力が上がっていくとすれば、半径3キロメートル圏内の避難区域で十分かどうか不明であるという理由のみから決定されたものであった。半径10キロメートル圏内としたのは、それが防災計画上定められた防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ）の最大域であったためにすぎず、何らかの具体的計算や合理的根拠に基づく判断ではなかった。また、半径20キロメートル圏内の避難区域は、1号機の水素爆発を含む事態の進展を受け、半径10キロメートルを越えた範囲として半径20キロメートルという数字が挙げられ、一部の者が個人的知見に基づき大丈夫だろうと判断した結果決定されたものにすぎず、これも、合理的根拠に基づく判断とは言い難い（甲A3。国会事故調320ページ）。

避難区域の設定が合理的に設定されていないこともあって、住民にはな

ぜ避難するのか、という理由の説明も詳細にはなされず、混乱の中で避難を迫られた住民の中に被告国に対する不信が芽生えた。

オ 自主避難について

被告国は、屋内退避の長期継続による住民の生活レベルの低下、物資の搬入の困難が生じていることから、屋内退避指示区域における自主避難の促進を地元市町村に依頼した。防災指針では、屋内退避を10日にもわたって継続することは想定されていないにもかかわらず、屋内退避指示は、上記の3月25日の官房長官記者会見まで漫然と継続される形となっていた（甲A3。国会事故調347ページ）。

すなわち、防災指針上は明示されていないが、屋内退避指示が最適とされる日数について防災指針が参考とする国際的な合意では最長2日程度を想定している。

住民の視点に立つと、屋内退避が長期化する見通しとなった時点で、住民の生活基盤を確保するための措置を講じることが求められる。または、屋内退避指示の時点であらかじめ退避期間の見通しを示すことが望ましい。

しかし、本事故では、3月15日の20キロメートルから30キロメートル圏内屋内退避指示が出された際には、帰還の見通しは全く示されなかった。この結果、物流・商業の停滞から住民は十分な生活基盤を失った。原災本部事務局による屋内退避区域の被災者への支援が、遅くとも3月21日からは開始されたが、物資支援は十分に行き届いてはいなかった。こうしたことからみても、政府の住民生活への視点は全く足りていなかったといえる。

加えて、避難の判断を住民に任せたことについては、被告国に住民の健康を自ら守るという自覚に欠如したものと言わざるを得ないし、このような場当たりの対応によって住民はさらに大きな混乱に巻き込まれた。

特に3月25日の時点で、原災本部は、4月22日に設定された計画的

避難区域の基礎となる情報を確認していた。したがって、3月25日に自主避難を求めたことは、屋内退避の解除か避難区域の拡大化という判断を先送りにし、避難を住民の判断に委ねるという対応をしたものであり、被告国は、国民の生命、身体の安全の確保という国家の責務を放棄したものと評価される（甲A3。国会事故調350ページ）。

また不安な中で長期間、屋内退避によって不自由な生活に甘んじていた住民にとって、このような政府の対応はきわめて無責任と写ったのである。

カ SPEEDI問題

SPEEDIとは、原子力施設から外部へ放射性物質が放出される事故が生じた際に、放出源情報及び気象予測等をもとに、周辺環境における放射性物質の拡散状況や住民の被ばく線量等を予測計算し、その結果を主に地図上に図形として表示するシステムである。

SPEEDIは、事故時に住民の被ばくを避けるためのシステムであり、アメリカで1979年に発生したスリーマイル島原発事故をきっかけに開発された。

SPEEDIの整備、維持、管理と機能拡充は、文科省の所管事項とされ、予測計算の実施を含むSPEEDIの運用については、財団法人原子力安全技術センター（以下「原安技センター」という）が行っている。

SPEEDIが正常に作動するためには、前提として緊急時対策支援システム（ERSS）が必要である。

ERSSは、原子力発電所から送信されるプラント等の情報に基づいて、原子力発電所のプラント状態を監視し、また事故の進展を予測して外部への放射性物質の放出状況を予測計算するシステムである。

環境放射線モニタリング指針（以下「モニタリング指針」という。）は、ERSSとSPEEDIの具体的運用を次のようにしていた。

- ① 事故発生後の初期段階では、一般に、放出源情報を把握することは

困難なため、 1 Bq/h （単位量放出）等の仮定値を入力してSPEEDIでの計算を行う。この計算結果をもとに、大気中の放射線量等を測る緊急時モニタリングの計画を策定する。

- ② ERS Sによる予測計算によって放出源情報が入手できた場合、これをもとにSPEEDIでの計算を行い、防護対策の検討のために早期入手が望まれる外部被ばくによる実効線量の分布等の図形作成、配信を行う。
- ③ 緊急時モニタリングの結果が得られた場合には、その結果とSPEEDIによる予測計算の結果を踏まえて、防護対策の検討、実施に活用する各種図形を用意する

本件事故直後から、ERS Sは原発のプラント情報を把握する機能を停止した。

そこで、原安技センターは、文科省の指示により、3月11日午後4時40分に単位量放出（ 1 Bq/h があったと仮定）による予測計算を開始し、その結果は、1時間ごとに保安院をはじめとする関係機関に配信された（定時計算）。

定時計算の結果は、放射性物質の拡散方向や相対的分布量を予測するものであるから、少なくとも避難の方向を判断するためには有用なものであった（甲A2。政府事故調中間報告259ページ）。

しかしながら、SPEEDIの計算結果は、直ちには国民に公表されなかった。

確かに、ERS Sによる放出源情報が得られない場合には、SPEEDIのみをもって、初動における避難区域の設定の根拠とすることができるほどの正確性を持つものではなかった。しかし、避難の方向を判断するのに有用であったと言える以上、被告国は、積極的にこの定時計算の情報を公表するべきであった。

このSPEED Iの定時計算がなかったために無用の被ばくを強いられた住民は、数多い。

たとえば、浪江町では、3月15日朝方、町長の決断で二本松市へ避難することが決まり、住民に伝達した上で、避難を実施した。また、南相馬市においては、3月15日以降、希望者に対し、市外への避難誘導を実施した。この市外への避難路については、市が調整し、多くの住民は飯舘・川俣方面に避難した。

これらの避難経路は、結果的には、放射性物質の飛散方向と重なることとなった（甲A1。政府事故調中間報告278ページ，280ページ）。

SPEED Iの情報が開示された際にも政府から納得のいく説明はなされず、住民らに対し、政府が放射性物質の飛散について情報を隠匿しているかのような印象を強く与えることとなった。

2 学校再開問題

(1) 4月19日通知の内容

被告国は、平成23年4月19日、文部科学省の4局長から福島県教育委員会、福島県知事らに対して「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について（通知）」（甲D共84。以下「4月19日通知」という。）を発出した。

4月19日通知は、避難区域を除き、学校を再開することを大前提としていた。

すなわち、4月19日通知は、校舎・校庭の利用判断における暫定的な目安を示すことに主眼が置かれていた。

そして、生徒が年間20ミリシーベルトを超える被ばくをしないことを目標に、屋外 $3.8 \mu\text{Sv/h}$ 、屋内（木造） $1.52 \mu\text{Sv/h}$ が 20mSv/年 に達する線量であるとし、校庭・園庭で $3.8 \mu\text{Sv/h}$ 未満の空間線量であれば平常通りに使用して差し支えがないと示した。

同通知は、平成23年4月以降、夏季休業終了（おおむね8月下旬）までの期間を対象とした暫定的なものとされていた。

その上で、4月19日通知は、福島県や県教育委員会に対し、「所管の学校及び域内の市町村教育委員会並びに所管の私立学校に対し、通知の趣旨を十分周知させ、必要な指導等をすることを求めている。

(2) 8月26日通知の内容

4月19日通知は、「福島県内の学校の校舎・校庭等の線量低減について（通知）（平成23年8月26日）」（甲D共85。以下「8月26日通知」という。）によって撤回された。

すなわち、8月26日通知は、4月19日通知と同様に文部科学省の4局長から福島県教育委員会、福島県知事らに対して発出されたが、同通知も学校での授業を行うことを大前提として、改めて線量低減の考え方を示したものである。

8月26日通知の特徴は、生徒の受ける全体の線量ではなく、学校における線量だけに着目した点にある。

その上で、8月26日通知は、学校において生徒が受ける線量を原則年間1ミリシーベルトとして、かつ、児童生徒等の行動パターンを通学年間200日、1日あたりの滞在時間を6.5時間（うち、屋内4.5時間、屋外2時間）と仮定して、校庭・園庭の空間線量率の目安を $1\mu\text{Sv/h}$ とした。他方、 $1\mu\text{Sv/h}$ を超えることがあっても、屋外活動を制限することはないとした。

(3) 国会事故調の指摘

4月19日通知が発出された経緯については、国会事故調（甲A3。「4.4.4. 学校再開問題」427ページ）に詳しいが、その内容は驚くべきものである。

本件事故後、平成23年3月下旬から、福島県の学校は、春休みに入ったが、福島県は、4月からの新学期に向けて、予定通り新学期を開始すべきか否かと

という問題を検討していた。

原災本部では、文科省が学校再開問題の判断基準の設定を担当すると決まった。

文科省は、平成23年4月6日、原安委に対し、福島県内の小学校などの校庭の空間線量モニタリング結果を添付し、福島県内の小学校などの再開に当たっての安全性及び小学校等を再開してよいかについて助言を依頼した（甲D共86の1）。

原安委は、①福島第一原発から20キロメートルから30キロメートルの範囲内の屋内退避区域については、学校を再開するとしても屋外で遊ばせることが好ましくないこと、②それ以外の地域についても空間線量率の値が低い地域においては、学校を再開するかどうか十分検討するべきと回答した（甲D共86の2）。

「空間線量率の値が低い地域」の具体化を依頼された原安委は、同月7日、文科省が自ら判断基準を示すべきであると示し、参考値として、公衆の被ばくに関する線量限度は1ミリシーベルト／年であるとの助言を行った（甲D共87の1、2）。

このような原安委からの助言があったものの、文科省は、さらに同日、原安委に対し、同様の学校再開の可否に関する助言を依頼したところ、前回の回答どおり、という回答を得た（甲D共88の1、2）。

その後、文科省は4月9日、検討すべき問題を学校再開の可否ではなく、学校の再開を前提とした学校の校舎・校庭等の利用判断基準の数値へと変更した。その上でICRPの2007年勧告の定める事故収束後の一般公衆の受ける線量の参考レベルの上限値を参考に被ばく線量20mSv／年を目安とすることを原安委に提案した（甲D共89の1）。

これに対し、原安委は同日、①ICRP2007年勧告の参考レベルの上限値である20mSv／年の基準は限定的に用いるべきこと、②仮にこの値を採

用するにしても外部被ばくと内部被ばくを併せて上記の値に収めるべきであり、本件のように外部被ばくのみを受忍限度を定めるためには、内部被ばくの寄与を外部被ばくと同等程度に見積もり、この上限値を2分の1程度にしたうえで目安を決めるべきという趣旨のことを助言した（甲D共89の2）。

その後文科省は、その過程で内部被ばくの寄与度が無視できるほど小さいと独自の計算を行ったうえで、複数回の安全委員会とのやり取りを経て4月19日、被ばく線量1～20mSv/年を学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な目安と決定し、20mSv/年という値にこだわった。

文科省はこの値に基づき、校庭・園庭で被ばく線量20mSv/年に相当する空間線量3.8μSv/h以上が計測された学校等についてのみ、児童・生徒の屋外活動の利用を制限することとした。3.8μSv/h未満の学校等については、校舎・校庭等を平常通り利用して差し支えないことを安全委員会ととりまとめ、その旨を原災本部が発表した。これを受けて文科省は同内容を福島県教育委員会に対して通知を発出したのが、4月19日通知である。

上記の経緯について、国会事故調報告書は、「文科省の検討論点の変更及び20mSv/年への執着は、現状を迫認し、最低限の屋外活動の制限をするために行われたものであり、子どもの健康と安全への配慮という点では疑問が残る。」と批判している（甲A3。429ページ）

(4) 4月19日通知の社会問題化

4月19日通知については、内部被ばくが考慮されていない上に大人と同レベルの基準値（年間20mSvというのは、男性及び妊娠の可能性、意思のない女性における職業被ばくの限度である）であること等に対して、社会的に大きな批判がわき起こった。

平成23年4月21日には、「福島老朽原発を考える会」など三団体の呼びかけで、撤回を求めて政府との交渉が行われる等し、「原子力資料情報室」、「グリーンピース・ジャパン」などの六団体も「子どもに年間20mSvを強要する

のは非人道的だ」として緊急声明が公表され、賛同署名が開始された。

この問題は、連日、マスコミでも報道されていたが、最終的には、平成23年5月27日、文部科学大臣は、「今年度、学校において児童生徒等が受ける線量について、当面、年間1mSv以下を目指す」という方針を発表することによって問題は収束していった（甲D共90）。

(5) まとめ

このように学校再開問題を巡る政府の対応は、原安委からの線量限度の助言を顧慮せずに児童生徒らの健康と安全への配慮を欠くものであった。そのため、社会的に大きな批判を受け、ついには方針の撤回を余儀なくされた。

学校再開問題は、政府の対応に問題があることが顕著に表れた例であり、住民に混乱を与え、政府に対する不信感を植え付けるものであった。

第3 本件事故発生後も続く放射線拡散とさらなる事故の危険

1 今なお続く放射性物質の発生及び拡散

言うまでもなく、本件事故によって発生した放射性物質は、現在も福島第一原発の原子炉建屋内部を含む敷地内に存在している。また、被告らにおいて原子炉内部で何が起きているか把握できていないことからして、今もなお新たに放射性物質が発生している可能性は十分にある。

そして、これらの放射性物質が今後も拡散する危険性があることを、以下で述べる。

2 さらなる事故の危険や避けられない放射性物質の飛散

(1) さらなる事故の危険

本件事故発生直後、被告東京電力が原子炉の冷却に苦慮し、水素爆発を招いた経過は、訴状で述べたとおりである。

大規模な地震や津波などの自然災害が発生すれば、原子炉冷却システムが停止し、あるいは原子炉格納容器内に残っている燃料棒や、格納容器の底に

貯留している核燃料が露出し、再臨界に至る危険がある。

また、廃炉の過程で、人為的ミスにより同様の過酷事故を引き起こす危険性もある。実際、2012年9月22日には、作業員が3号機のガレキ撤去作業中に燃料プール内に鉄骨を落下させるミスがあった（甲D共91。共同通信2012年9月22日）。また、2013年3月18日には小動物が仮設電源盤内に侵入したことが原因で（甲D共92。毎日新聞2013年3月20日）、2014年2月と7月には作業員が地中の電源ケーブルを誤って切断したことが原因で（甲D共93。東京新聞2014年7月19日）、それぞれ停電が発生した。

幸いにして、大事には至らなかったが、地震や津波等の自然災害、廃炉作業に伴う人為的ミスにより、原子炉冷却システムに異常が発生した場合、本件事故発生直後と同様の危機的事態を引き起こす危険性は十分に有り得るところなのである。

(2) 廃炉作業に伴う放射性物質の飛散

被告東京電力は、2011年10月、放射性物質の飛散を抑制する目的で、原子炉建屋カバーを設置したが、廃炉へ向けて燃料プール内の燃料棒を取り出すには、原子炉建屋内に散乱するガレキの撤去を行わなければならない、その作業のために建屋カバーを解体する必要がある。当然ながら、建屋カバーを解体すれば、原子炉建屋内の放射性物質は外部に飛散する。また、ガレキの撤去作業に際しても同様に放射性物質が飛散する。実際、2013年8月には3号機のガレキ撤去中に放射性物質が飛散している（甲D共94。共同通信2013年9月12日）。

廃炉作業に伴う放射性物質の飛散は不可避であり、被ばくを避けるために避難を継続することには社会的相当性が認められる。

3 収束の目途の立たない汚染水問題と情報隠匿

(1) 増え続け、漏えいし続ける汚染水

ア 汚染水問題

福島第一原発のタービン建屋やトレンチ（作業用トンネル）、ピット（作業坑）、サブドレン（排水管）には、もともと津波由来の海水が低濃度汚染水として大量に滞留していたが、メルトダウンした核燃料を冷やすため、1号機ないし3号機までの圧力容器に、毎日合計500トン以上の水が注水された。注水された水は、核燃料に触れて大量の放射性物質を含んだ高濃度汚染水となり、穴の空いた圧力容器から格納容器へ、破損している格納容器から原子炉建屋を経由してタービン建屋へと漏出した。ここへ、山側から地下水が流れ込むため、汚染水は日々増え続け、更には海洋へ流出している。

現在、被告らは凍土壁等により地下水の流入及び海洋流出を阻止しようと試みているが、まだ実現していない。また、増え続ける原子炉建屋内の汚染水をくみ上げて放射性物質と水とを分離し、冷却用に再利用しているが、放射性物質（水と分離できないトリチウム等）を含む廃水が廃水貯留用タンクに増える一方であり、その処理方法については目途が立っていない。

イ 相次ぐ汚染水の漏えい

2011年3月22日、福島第一原発1号機ないし4号機の放水口南側にて採取した海水から、炉規法の定める濃度限度の126.7倍に上る放射性ヨウ素が検出された（甲D共95。朝日新聞2011年3月22日）。放射性ヨウ素の濃度は、同月26日には炉規法の定める濃度限度の1250倍（甲D共96。朝日新聞2011年3月26日）、同月30日には355倍にもなった（甲D共97。朝日新聞2011年3月30日）。そして、同年4月2日、福島第一原発2号機の取水口付近のピット横のコン

クリートの割れ目から高濃度汚染水（ 1000 mSv/h 以上）が海へ流出していたことが発覚した（甲D共98。共同通信2011年4月3日）。

被告東京電力は、同年6月27日に循環注水冷却システムを導入し（甲D共99。朝日新聞2011年6月27日）、同年12月16日には「事故収束宣言」なるものを発表した。そのわずか2日後の同月18日、福島第一原発4号機の南側にある集中廃棄物処理施設の2つの建屋の間のトレンチで、新たに汚染水が約230トン発見された（甲D共100。共同通信2011年12月18日）。かかる事態を受け、被告東京電力は、事故後9か月が経過した段階になって初めて、全体的な汚染水の状況を把握するための調査を開始した。すると、その調査で、3号機及び4号機の間の特レンチに低濃度汚染水300トン（放射性セシウムが $49\sim 69\text{ Bq/cm}^3$ ）を（甲D共101。共同通信2012年1月12日）、2号機から3号機のタービン建屋に繋がるピットに低濃度汚染水1100トン（ $21\sim 45\ \mu\text{Sv/h}$ ）を発見した（甲D共102。共同通信2012年1月19日）。

更に、循環注水冷却システムからも汚染水の漏えいが相次いだ。すなわち、2012年1月9日、システムの一部装置が壊れて処理水11リットルが漏出したほか（甲D共103。共同通信2012年1月9日）、同月10日には、廃水貯留用タンクの下部から汚染水が漏出した（甲D共104。時事通信2012年1月10日）。また、同月29日には注水ポンプや汚染水処理装置から約600リットルの処理水が漏出した（甲D共105。共同通信2012年1月29日）。同年3月26日には、廃水貯留用タンクにつながるホースから約120トン廃水が漏れ、うち約80リットルが海に流れ込んだ（甲D共106。共同通信2012年3月27日）。同年8月14日には、汚染水を地下から汲み上げている配管が破損して4.2トンの汚染水が漏出したほか（甲D共107。朝日新聞2012年8月

14日)、同月17日にも汚染水の淡水化装置の配管から200リットルの汚染水が漏出した(甲D共108。共同通信2012年8月17日)。

同年8月20日、被告東京電力は、廃水貯留用タンクから300トンの廃水が漏出したことを発表した(甲D共109。NHK2012年8月20日)。更に、2013年9月には、台風18号の影響でタンクエリアの堰から水があふれたため、同月16日、被告東京電力は7つのエリアの堰内の汚染水1130トン排水弁から放出した(甲D共110。朝日新聞2013年9月17日、東京新聞2013年9月17日)。漏えい、放出した汚染水の大部分は地中に染みこんだ模様で、周辺土壌ごと回収しなければならぬ状況である。

(2) 被告東京電力による情報隠匿

2013年3月15日、相次ぐ汚染水の漏出状況を受け、東京海洋大学のグループが、港湾内への汚染水流出の可能性を示唆する報告書を発表した。被告東電は、海洋流出の可能性を否定していたが、同年6月には1号機の取水口付近の海水のトリチウム濃度が1100Bq/リットルにまで上昇し、同年7月3日には2300Bq/リットルとなり、「(海に流出していないと)言い切るようなことはしない」と曖昧な表現を用いるようになった。

同年7月10日、原子力規制委員会が「高濃度の汚染水が地中に漏れ、海洋への拡散が強く疑われる」との見解を発表した(甲D共111。東京新聞2013年7月10日、共同通信2013年7月15日)。被告東京電力は当初、「コメントを出せるだけのデータの蓄積がない」と述べていたが、同月18日、観測孔の水位を測定していたことを公表した。当然、同月19日の記者会見では、記者から具体的な水位データを公表するよう求められたが、被告東京電力は、合理的な理由なく拒否した。

被告東京電力が一転して汚染水の海洋流出を認めたのは、同月22日、参議院議員選挙の翌日であった。被告東京電力が公表した水位のデータによれ

ば、地下水の水位が潮位の変化と連動して変化していたことから、地下水と海水はつながっており、そこから汚染水の流出が続いていたことが明らかになった。なお、被告東京電力の尾野本部長代理は、「（水位の計測は）毎回ではない」と説明していたが、3つの観測孔では2013年1月31日以降、水位が連続データとして自動的に記録されていた（以上について甲D共112。福島第一原発事故記者会見3第2「参院選まで隠されたデータ」）。

被告東京電力は、明らかに虚偽の事実を述べ、国民を欺いていたのである。

(3) 現在も汚染水流出を防ぐ手段が確立されていないこと

ア 被告国の基本方針

被告国は、2013年9月3日になってようやく、「東京電力（株）福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針」（甲D共113）を策定し、発表した。その中で、次の3点の対策があげられている。

「対策①：汚染源を「取り除く」

汚染源である、原子炉建屋地下や建屋海側のトレンチ内に滞留する高濃度汚染水については、早急にモニタリングを強化し、トレンチ内の汚染水を除去するとともに、今後、原子炉建屋地下に滞留する汚染水の量を削減させていく。併せて、多核種除去設備により、高濃度汚染水の浄化を進め、汚染源のリスクを低減させていくとともに、処理容量や処理効率の向上を図る。また、原子炉建屋等の地下に滞留する汚染水の除去という最終目標を一日も早く実現する。

対策②：汚染源に水を「近づけない」

汚染源である高濃度汚染水に新たな地下水が混ざって汚染水が増えるという事態を避けるため、原子炉建屋山側（地下水の上流）から、汚染される前に地下水をくみ上げるとともに、原子炉建屋の周りを囲む凍土方式の陸側遮水壁を設置するなど、

建屋付近に流入する地下水の量を可能な限り抑制する対策を進める。

対策③：汚染水を「漏らさない」

汚染水が海洋、特に外洋に漏れいしないようにするため、建屋海側の汚染エリア付近の護岸に水を通さない壁を設置するとともに、原発の港湾内に水を通さない遮水壁を設置する。また、汚染水は当面タンクで貯蔵・管理することとし、タンクの管理体制強化やパトロールの強化等の対策を講じる。」

イ 解決の目途は立っていない

上記基本方針は、「今後、原子炉建屋地下に滞留する汚染水の量を削減させていく。」「また、原子炉建屋等の地下に滞留する汚染水の除去という最終目標を一日も早く実現する。」「汚染水は当面タンクで貯蔵・管理することとし、タンクの管理体制強化やパトロールの強化等の対策を講じる。」と記載するなど、抜本的最終的な解決を先送りしたものであり、しかも、早期に実現することとなった項目についてさえも解決しなければならない困難な課題があり、実現の見通しは立っていない。特に、地下水の原子炉建屋内への流入及び海洋流出を防ぐ凍土壁は2015年4月から18ヶ所58本で試験凍結を始めるも、同年7月22日時点で7ヶ所しか凍結していないようであり、（甲D共114「科学2015年9月号」）、現在も完成の目途が立っていない。

(4) 小括

このように、被告東電は未だに汚染水の状況を正確に把握できておらず、現在も汚染水の漏えい、海洋流出が続いている。また、上記基本方針も実現は極めて困難で、膨大な時間と費用を要するのであって、事故収束からは程遠い状況にある。廃炉作業中のトラブルや自然災害等によって、再び過酷事故に至るリスクもある。保有する情報の開示に消極的な被告東京電力が行う

事故収束作業の状況についての発表に対し、原告らは懐疑的にならざるをえない。

第4 解消されない放射能汚染

1 はじめに

環境中に放出された放射性物質は、主に大気中に拡散した後、降雨などによって土壌や湖沼、海洋等に降下し、その後、循環を繰り返しながら徐々に堆積する。いったん蓄積した放射性物質は、概して減衰が遅く、汚染が長期化すると考えられている（甲A3・国会事故調・440頁）。環境中の放射性物質は、環境放射線への直接の曝露や汚染食品の経口摂取を通じて、住民の健康に長期的な影響を与えることが問題となる（甲A3・国会事故調・441頁）。

実際にも、本件事故によって拡散した放射性物質は、土壌汚染、海洋汚染、さらには食品汚染をもたらした。現在もなお、除染作業によっても土壌汚染は解消されておらず、汚染水の海洋流出に至っては有効な解決方策すら立てられていない。食品汚染による出荷制限も続いており、放射線汚染は解消されないままである。

2 土壌汚染

(1) セシウム134・セシウム137の土壌濃度

本件事故により拡散した放射性物質は、地表に降下して土重に沈着し、土壌汚染をもたらした。

「放射線量等分布マップ拡大サイト」¹における「放射線量等分布マップ」

¹「放射線量等分布マップ拡大サイト」は、「平成23年度科学技術戦略推進費「放射性物質による環境影響への対策基盤の確立」『放射性物質の分布状況等に関する調査研究』、文部科学省が委託した平成23年度放射能測定調査委託事業「福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の第二次分布状況等に関する調査研究」及び平成23年度放射能測定調査委託事業「福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の長期的影響把握手法の確立」において、東京電力（株）福島第一原子力発電所から放出された放射性物質の影響を詳細に確認できるようにすることを目的として、同研究で作成した放射線量等分布マップ及び、走行サーベイマップ並びに、文部科学省が実施していた航空機モニタリング等の結果をもとに、作成したものです。」と説明され

²によれば、2014年〔平成26年〕12月1日時点でも、セシウム134ないしセシウム137は広範な地域で検出されている。福島市、福島県耶麻郡北塩原村、同郡猪苗代町、福島県西白河郡西郷村、栃木県那須郡那須町、栃木県大田原市、茨城県日立市など、福島第一原発から80キロメートルを超える地域でも、30キロボクレル/m²を超えるセシウム134ないしセシウム137検出されている（放射線量等分布マップー線量測定マップー。甲D共116がセシウム134、甲D共117がセシウム137の土壤濃度を示している。）。

このうち、セシウム137については、半減期が30年であり（甲A3・国会事故調・414頁欄外注釈206。セシウム134の半減期は、2.1年）、2014年〔平成26年〕12月1日時点におけるセシウム137の土壤濃度は、2011〔平成23年〕年6月14日時点の土壤濃度（甲D共118・放射線量等分布マップー線量測定マップー）から大きな変化が見られないままである。

(2) 除染の限界

土壤汚染対策として、各地で除染作業が実施されている。

しかし、除染については、表土の剥ぎ取りを行うことが困難な農地や森林では除染による線量低減には限界がある（甲A3・国会事故調・442頁）、山林に囲まれた地域の住宅では、空間線量に占める山林からの放射線による影響が大きいため、除染を実施しても線量低減効果は限定的である（同444頁）、放射性物質は、風雨により、森林の奥から住宅の方向に対して流れ込む可能性が否定できない（同445頁）といった限界が指摘されている。

ている（甲D共115・放射線量等分布マップ 同意文）。

²「放射線量等分布マップ」は、「地表面に沈着した放射性物質による住民の健康への影響及び環境への影響を将来にわたり継続的に確認するため、東京電力(株)福島第一原子力発電所から80km圏内は2km×2kmメッシュに1箇所の地点で、80km～100km圏内及びこの圏外の福島県は10km×10kmメッシュに1箇所の地点で、空間線量率を測定するとともに、各箇所でも最大5地点の表層5cmの土壤を採取し、核種分析した結果をマップ上に示したものです。」と説明されている（甲D共115・放射線量等分布マップ 同意文）。

すなわち、除染作業は実施できる場所に限定があり、また、いったん除染作業を実施したとしても、放射性物質が風雨等により移動するため再度汚染される可能性があるなどの限界がある。

(3) 仮置き場からの放射性廃棄物流出

また、除染作業によって生じた放射性廃棄物は、中間貯蔵施設がないため、現在も、各地で仮置き場が設置されたままとなっている。

2015年（平成27年）9月11日には、福島県相馬郡飯舘村の仮置き場に保管されていた放射性廃棄物入りの袋が、豪雨のために川に流出した。流出した袋の数は395袋にのぼるとみられており、そのうち151袋は、破損により中身の放射性廃棄物が無くなった状態で発見された（甲D共119。NHK NEWSweb）。この事実が示すように、仮置き場からの放射性物質拡散のリスクもある。

3 海洋汚染

(1) 沿岸海底の汚染

本準備書面第3・2で述べたとおり汚染水は現在も流出を続けており、当然ながら、海洋汚染も続いており、海底堆積物からも継続的に放射性物質が検出されている。

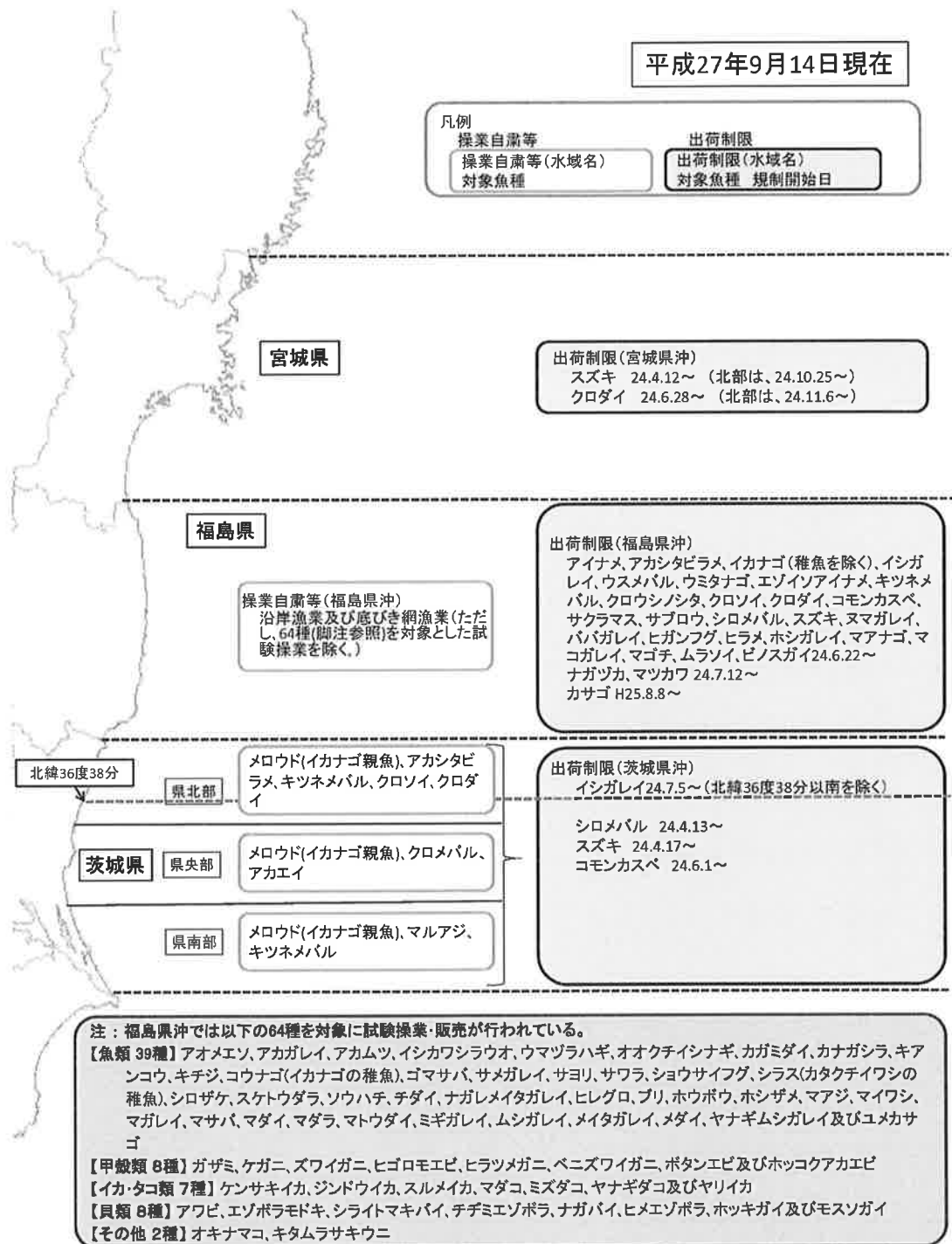
海洋汚染は、東京湾の荒川河口ではセシウム137の濃度が増加傾向であるなど（甲D共120・原発事故環境汚染・117頁）、拡散も続いている。

(2) 海産物への影響

海洋汚染によって、上述のとおり海産物の出荷制限が現在も続いている他、漁業の操業自粛等も実施されている。平成27年9月14日時点における出荷制限、操業自粛等の状況は、次の図のとおりである（甲D共121・東日本太平洋における水産物の出荷制限操業自粛等の状況について）。

平成27年9月14日現在

凡例	
操業自粛等 操業自粛等(水域名) 対象魚種	出荷制限 出荷制限(水域名) 対象魚種 規制開始日



4 食品汚染

中長期的に住民の内部被ばくを防止又は低減するために最も重要なことは、いかに放射性物質により汚染された食品の摂取を防ぐか、ということである(甲A3・国会事故調・416頁)。上記の土壌汚染、海洋汚染によってもたらされた農作物や海産物などの食品汚染は、今も解消されていない。

次の表は、平成27年9月11日時点における出荷制限等の状況である（甲D共122。原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成27年9月11日時点）。

出荷制限に関しては、出荷制限の基準となる線量の妥当性、測定方法の適正さ、産地偽装の可能性など様々な問題があり得るところではあるが、これらの点をさておくとしても、現在もなお、広範な食品汚染が続いていることを示している。

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成27年9月11日現在

宮城県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿野市、十和田市、軽井沢町、南上市
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	盛石市、奥州市、平泉町 大野原市、遠野市、一関市、陸前高田市、花巻市、北上市、金ケ崎町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	大槌郡市、一関市、陸前高田市、巻石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大槌郡市、遠野市、一関市、陸前高田市、巻石市、奥州市、金ケ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市、陸前高田市、奥州市
	コシアブラ	鹿野市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、巻石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
水産物	サケ(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
	ワラビ(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、巻石市、奥州市、平泉町
	クロダイ スズキ イワナ(養殖を除く。)	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の側、我が国領海内経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の側及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 船井川(支流を含む。)、及び砂鉄川(支流を含む。)
肉	牛の肉 [※]	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリ	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、白石市、名取市、角田市、美濃市、東松島市、涌王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、宮谷町、大船村、色原町 仙台市、気仙沼市、登米市、大崎市、大和町、加藤郡、南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、美濃市、大崎市
	タケノコ	美濃市(旧築館町、旧志波館町、旧高瀬水町及び旧瀬崎町の区域を除く。)、丸森町(旧野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。)
	クサソテツ(ごみ)	気仙沼市、美濃市
	クサソテツ(ごみ)(野生のものに限る。)	大崎市
	コシアブラ	気仙沼市、登米市、美濃市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
水産物	ゼンマイ	気仙沼市、大崎市、丸森町
	タラノメ(野生のものに限る。)	気仙沼市、美濃市、大崎市
	米(平成25年度)	美濃市(旧沢辺村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)
	クロダイ スズキ イワナ(養殖を除く。)	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の側、我が国領海内経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の側及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、釜石川のうち釜石ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)、及び松川(支流を含む。)(ただし、養殖及びその支流並びに鹿川4号堰堤の上流を除く。)
肉	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)(ただし、白幡堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)(ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)(ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)(及び阿武隈川の上流(支流を含む。))
	牛の肉 [※] イノシシの肉 クマの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 全域 全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、茨城大倉市、那珂市、行方市、銚田市、つくばみらい市、ひまわり市、茨城町、利根町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、銚田市、茨城町
	キノコ類 コシアブラ(野生のものに限る。)	石岡市、鹿嶋市、北茨城市、ひたちなか市、潮来市、銚田市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町 日立市、常陸大宮市、常陸大宮市
水産物	コモンカスベ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の側、我が国領海内経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県両県界の正東の側及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	シロメバル	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の側、我が国領海内経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県両県界の正東の側及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の側、我が国領海内経済水域の外縁線、北緯38度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	インゲレイ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の側、我が国領海内経済水域の外縁線、北緯38度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	鹿嶋市、北茨城及び外須賀港並びにこれらに隣接する河川並びに常陸利根川
肉	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大滝の下流(支流を含む。)
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

※ 当該県において飼育されている牛について、県民への移動(又は移動中の牛)を除く。及び当該県への出荷を禁止するよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成27年9月11日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	足利市、那須市、真岡市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、市貝町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町宇都宮市、那須市(旧那須町の区域を除く。)、日光市、大田原市、茂木町、芳賀町、那須川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	那須市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木タケノコ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、芳賀市、那須市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	キノコ類(野生のものに限る。)	那須市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那須川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(二ごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、那須市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那須川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	那須市、日光市、那須町
	ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、那須市、日光市、大田原市、矢板市	
クワ	大田原市、那須塩原市、那須町	
肉	牛の肉 ²	全県、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全県、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全県
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、吾妻郡、更寄郡、みなかみ町、碓氷村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東電電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、及び碓氷川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東電電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全県
	クマの肉	全県
	シカの肉	全県
	ヤマドリ	全県
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	横山町、ときがわ町、傾畑町、岩野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、浜山市、八千代市、我孫子市、印西市、白井市
	原木シイタケ(施設栽培)	佐倉市、習志野市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	タケノコ	我孫子市、栄町
水産物	キノコ類	平賀沼及び平賀沼に流入する阿川(支流を含む。)、並びに平賀川(支流を含む。)
	コイ	千葉県内の利根川のうち橋大橋の下流(支流を含む。)、ただし、沼津排水機場及び印旛水門の上流、南総用水第一分水場の下流、八柱川、与田川及び与田川を除く。)
肉	イノシシの肉	全県、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全県(佐渡市及び喜多郡を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	小諸市、佐久市、小海町、軽井沢町、那珂田町、南牧村、佐久穂町
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、坂野市、の山町

※ 当該県において設置されている牛について、県庁への届出(生乳採取場の牛のみを指す)及び当該県への出荷検査(輸入する牛を指す)

5 小括

以上のとおり、土壌汚染、海洋汚染、食品汚染は現在も続いており、放射能汚染は解消されていない。

第5 一旦避難した者が帰還することは容易ではないこと

1 はじめに

第2から第4に述べたとおり、住民の不信感を招く本件事故発生後の国や被告東京電力の対応、現在も続く放射性物質の拡散と更なる事故発生の危険、放射能汚染が解消されない現状といった放射能汚染をめぐる客観的状況は、いずれも避難を動機付け、また、帰還を妨げる事情となるものである。

同時に、多くの避難者は、このような放射能汚染をめぐる客観的事実だけではなく、避難元での人間関係の軋轢や、避難の長期化により避難先で構築されつつある生活環境を再び離れて、環境整備が未だ不十分な避難元での生活再建を図ることへの不安といった事情から帰還は選択できないと考えている。

2 避難元における人間関係の軋轢

原告準備書面3・21頁以下に主張したとおり、避難者の多くは、避難に対する考え方の違いなどのために、避難元における人間関係に軋轢を生じている。

国は、低線量被ばくによるリスクについて議論や対話を深めることもしないまま「安全・安心」を押しつけた。本来、低線量被ばくのリスクを論じ、社会が一定の共通認識を得るためには、低線量被ばくにもリスクが存することを示す知見や知識も踏まえ、専門家と社会が双方向で意見交換することが正しいリスク・コミュニケーションである。そうであるにもかかわらず、国は、低線量被ばくのリスクについて国にとって都合のよい知識のみを一方向的に伝えることにより不安は解消されるのだという発想のもと、そのような一方向的な伝達を「リスク・コミュニケーション」と称して繰り返した。その結果、避難者は、避難元等の住民の一部から過剰な不安を抱く者であるかのような誤解と偏見を持たれてしまっている。

避難元では、復興に向けた団結（絆）が強調され、郷土愛が高められてもいるから、地元を捨てたかのように言われる避難者は肩身の狭い思いを強いられる。

これは、事故前には密接な関係をもって共に暮らしてきた家族や親戚、友人の間においてすら生じている軋轢である。

国は、原発事故の発生後において、放射能汚染によるリスクにつき、より慎重な立場から危険性に関する積極的な情報提供をすることなく、また住民が避難する選択をすることへの支援（こども被災者支援法第2条2項参照）も適切に表明してこなかった。このことが、このような無用な人間関係の軋轢を生じ

させ、拡大させたと言える。

一度生じた人間関係の軋轢は容易に修復できない。避難者にとって、避難元への帰還は、人間関係の軋轢の中での肩身の狭い生活を送らなければならないことを意味している。

3 避難先で構築しつつある生活環境を捨てることの難しさ

原発事故発生から4年以上が経過し、避難者の中には、十分な支援を受けられないながらも、避難先における生活環境を構築し、あるいは構築しつつある者もいる。

そのような避難者にとって、帰還は、苦しい避難生活の中で築いてきた新たな生活環境を再び失うことを意味する。避難によって一度生活環境を失った避難者にとって、帰還することによって避難先での生活環境をまたしても失い、しかも、帰還先では人間関係の軋轢の中で生活を送らなければならないというのはあまりにも酷である。

もはや、避難先での生活環境を捨てるのが容易でない者も多数存在するのである。

4 帰還者を受け入れる環境の整備や支援が不十分であること

さらに、避難者が人間関係の軋轢の中での生活や、避難先での生活環境の喪失まで覚悟して帰還しようとしたところで、帰還の環境整備、例えば、帰還先における就労・就学支援や住宅支援なども十分に整っていないため、帰還先で安定した生活を送ることができるという見通しも立たない。

避難元では近所に暮らしていた知人や友人、親戚等もバラバラになってしまっており、かつてのコミュニティは大きく変容している。生活基盤自体が失われ、あるいは大きく変容してしまっている場合が少なくない。

帰還によって問題が解決するのではなく、新たな試練が待ち受けているのである。

5 避難者の意識調査等

避難者の実態を調査した報告として、今井照氏による「原発災害避難者の実態調査（1次～4次）」がある。この内、2013年12月に行われた第4次調査（甲D共123。『自治総研』通巻424号・70～103頁）では、同一の対象者に対する帰還意思についての継続的な調査により、「戻りたい」が63.9%から24.2%へと激減し、「戻りたくない」が7.6%から21.4%へと3倍弱にまで増えたことが報告されている。このような調査結果にも、避難期間の長期化が、様々な事情により、帰還を困難としている状況が示されていると言える。

また、原発避難白書（甲D共124。人文書院，2015年9月10日発行）には、避難元との関係や帰還について、避難者達の葛藤が綴られている。

福島県郡山市から新潟市に避難した女性（40）は、「郡山は20年以上過ごしていたので、顔見知りばかりで、友達もたくさんいたんです。独身のころの友だち、子どもの幼稚園からの友だち、娘の習っていたサッカーの友だち…。だけど、原発事故後の日常を、事故前のまま過ごそうと思っている人たちと、うまく交われなくなってしまって。避難をしたらますます、お互いの生活も変わって、『ああ、もう友だちでいることすらも難しいんだな』と思いました。やっぱりさみしいですね。」と避難元での人間関係の変容を語っている（甲D共124。108頁）。

福島県白河市から札幌市に避難した女性（48）は、「子どもたちは札幌になじみすぎているぐらいで、娘は友だちと北海道弁を交えて話しています。もう福島は、帰る場所ではなく、祖父母に会いに行くところだと頭を切り替えたようです。今、悩んでいるのは自分の将来のことです。子どもたちが札幌の大学への進学を希望しているので、その間はここで暮らすことになると思うのですが、その後彼らが独立したら、私だけ札幌に残る必要があるのだろうか、と悩んでいます。普通に考えれば、自宅のある場所へ戻ることになるのですが、

友人も親戚もいなかった札幌で、ゼロから必死で努力して手に入れた今の仕事や人間関係を捨てて、福島での生活をやり直すのかというと、それは今の自分が望んでいることだとは思えないのです。」と避難先で構築した生活環境を再び捨てて福島での生活をやり直すことへの不安、葛藤を綴っている（甲D共124。111頁）。

宮城県丸森町筆甫地区から同県大川原町へと避難した男性（38）は、「今すぐ筆甫に戻るといふ決断はできません。自宅の周りは今でも0.3～0.5 μ Sv/hと高く、また、子どもたちも今ある暮らしに慣れてしまっているのです。もう一度帰ってこようという動機がないのです。子どもたちは、避難先の保育所で子ども同士の繋がりを作り、一緒に同じ小学校に通うと言っています。再び転校し、保育所から続く子どもの人間関係を断ち切ることはできません。」「妻とは、今後についてはあまり話をしません。戻りたいと思いながら葛藤を抱えている私と妻との意見の違いが顕在化してしまうからかも知れません。」と葛藤の中で家族の生活を思いやる気持ちを吐露している（甲D共124。113頁）。

6 小括

このように、避難者にとって、帰還することは、苦しみながら築いてきた避難先での生活環境を失ってしまう一方で、帰還先でも、安定した生活を送ることができるという見通しもないまま、人間関係の軋轢の中での生活を余儀なくされるものである。

第2から第4に述べた放射能汚染を巡る客観的事情があるなかで、敢えて帰還するという選択をとることは、多くの避難者にとって容易になし得るものではない。仮に第2から第4の客観的事情が解消されて帰還のための環境整備が整ったとしても、避難先での生活環境を失ってまで、帰還して人間関係の軋轢のなかで生活することを容易に選択できるものではない。

以上